宿泊施設感染防止対策
物品購入等
支援事業費補助金

申請受付期間　令和3年5月28日（金）～令和4年2月28日（月）

対象者　県内宿泊事業者　※補助対象は施設単位となります。

補助金の種類　感染防止対策として実施する物品購入等に必要な経費を助成します。

（１）新型コロナウイルス感染防止対策に資する物品等

①交付決定後に発注（契約）した物品
- 補助上限額　２００万円
- 補助率　２／３
- 補助対象経費　別表（裏面）に記載の物品購入に要する経費

②交付決定前に発注（契約）した物品（令和２年５月１４日以降に限る）
- 補助上限額　２００万円
- 補助率　１／２
- 補助対象経費　（１）①と同じ

（２）施設内の飲食部門において「秋田県飲食店認証」の取得に向けて購入する物品

○令和３年４月１日以降に発注（契約）した物品
- 補助上限額　２００万円
- 補助率　４／５
- 補助対象経費　別表（裏面）に記載の物品購入に要する経費

※補助上限額は（１）（２）の合計で２００万円となります。

提出書類　補助金の種類により提出する書類が異なりますので、詳細は補助金募集要項をご確認ください。

【問い合わせ先】
補助金に関すること・・・秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課
（委託先：一般社団法人 秋田県観光連盟）
住所　秋田県秋田市山王3丁目1−1（秋田県庁第2庁舎1階）
電話　018-860-2267
認証制度に関すること・・秋田県新型コロナウイルス感染防止対策飲食店認証事務局
住所　秋田県秋田市山王4丁目1−2（秋田地方総合庁舎2階）
電話　018-860-2746

別表「補助対象物品」

（１）補助対象施設における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に資する物品等

カテゴリ	品目
飛沫防止	パーティション（アクリル板、ビニールカーテン等）
	食器保護カバー（容器のふた、ふた付き容器等）
換気	換気扇
	サーキュレーター
	扇風機
	換気設備機能付きのエアコン
	網戸
	二酸化炭素濃度測定器
衛生管理機器	非接触型検温装置
	手指消毒設備（自動、足踏み式等）
非接触化	キャッシュレス決済端末及び設置費用
	手洗い設備（自動水栓、肘式又は足踏み式）
	トイレのふた（ふた無しからふた付きへの改修等）
衛生用品	消毒・除菌液（アルコール消毒液、次亜塩素酸水、亜塩素酸水）
	マスク
	フェイスシールド

その他、知事が特に必要と認める経費

①感染症の拡大防止に効果があり、旅行者等が安心して宿泊できる環境の整備に資する物品

・抗ウイルスやウイルスの不活性化に効果が期待される品（壁紙やエアコン、空気清浄機等）は、メーカーの仕様書等により根拠が確認できるものに限り、対象となります。

・抗ウイルス等の効果が期待される商品であっても、壁に散布するスプレーや物品をコーティングする塗料など、施行の確認が難しいものについては対象外とします。

・ＰＣ、電池、文房具など、汎用性が高く、直接感染症対策と結びつかない物品は対象外とします。

②専門家による感染症防止策に係る検証等に要する経費

（２）飲食部門における秋田県飲食店認証の取得に向けた物品等

カテゴリ	品目
入店時	非接触型検温装置
	手指消毒設備（自動、足踏み式等）
	レジ用パーティション（アクリル板、ビニールカーテン等）
	キャッシュレス決済端末及び設置費用
施設設備の管理	テーブル・カウンター用パーティション（アクリル板、ビニールカーテン等）
	二酸化炭素濃度測定器
	認証基準を満たす必要換気量を確保できる設備（換気扇、サーキュレーター、扇風機、換気設備機能付きエアコン等）
	認証基準を満たす必要換気量を確保できる窓の設置（開閉可能な窓の設置・改修等）
	手洗い設備（自動水栓、肘式又は足踏み式）
	トイレのふた（ふた無しからふた付きへの改修等）
利用者の感染防止	ビュッフェ形式の場合の食品保護カバー（容器のふた、ふた付き容器等）
従業員の対策	更衣室、控室等において認証基準を満たす必要換気量が確保できる設備（換気扇、サーキュレーター、扇風機、換気機能付きエアコン等）